



「消費税確定申告相談会」日程のご案内

○通常・土曜日相談会日程

	日 程	受付時間等
通常相談会	令和6年3月18日（月）～ 4月1日（月） ※土・日・祝日を除く	午前9時00分～11時15分まで （会計ソフトの方は11時00分まで） 午後1時00分～3時30分まで （会計ソフトの方は3時00分まで） ※会計ソフトの方は 要予約
土曜日相談会	令和6年3月23日	午前9時00分～11時00分（午前中のみ） ※ 完全予約制 。前日までに予約がない場合は、 相談会を行いません。

・相談会場：川崎西青色申告会館 2階
・予約連絡先：川崎西青色申告会 TEL 044-911-4616
・相談時間は1人60分以内となります。

○令和5年分消費税確定申告期限等

確定申告期限	納期限（法定納期限）	振替日
令和6年4月1日（月）	令和6年4月1日（月）	令和6年4月30日（火）

～相談会にご持参いただくもの～

- ① 消費税確定申告書・付表（税務署より届いている方はご持参ください。）
- ② 令和3・4・5年分「青色申告決算書・収支内訳書（控）」、「所得税の確定申告書（控）」
- ③ **令和3・4年分「消費税確定申告書（控）」**（申告をされた方）
- ④ 帳簿、**消費税率区分集計表**（裏面の「消費税の確定申告にあたりご注意ください点」をご確認ください。）
- ⑤ **確定申告のお知らせハガキ・通知書**
- ⑥ 令和5年中に事業用固定資産を取得（本則課税の方）または売却された方（本則・簡易課税の方）はその請求書、領収書など金額の内訳がわかる書類。
- ⑦ マイナンバーカード⇒本人署名によるe-Taxをします。カード取得時に設定した各暗証番号を必ずお控えの上お越し下さい。
- ⑧ インボイス登録申請書（控）（申請された方）

※ 駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください

※ 会計ソフト・ブルーリターンAをご利用でマイナンバーカードをお持ちでない方は、国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で申告書等を印刷して書面提出をします。この場合、申告業務効率化のため、500円の手数料を領収させていただきますのでご了承下さい。

感染拡大防止のため、相談にお越しの際には、次の点にご協力をお願いいたします。

- ・ 相談来所者数が多い場合、来所者数制限を設け、受付時間を早めに締め切ることがあります。
- ・ 相談会場は定期的に換気をいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 来所時の①マスクの着用 ②消毒 ③検温 にご協力ください。
- ・ 発熱があるなど体調が優れない時は、来所をお控えください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/> をご覧ください。



消費税の確定申告にあたりご注意ください点

1. 消費税率は標準税率（10％）と軽減税率（8％）の複数税率となっています。
 また、令和5年10月よりインボイス制度が始まっておりますので、**令和5年分の消費税確定申告を行う方**は、選択している消費税の計算方法により以下の表のように区分経理をする必要があります。 ※2割特例の適用を選択する方も同様です。

計算方式	項目	税率区分	インボイスの有無	業種区分 その他注意点
一般課税の方	売上	8％（軽減税率）	令和5年10月より区分が必要	○売上・経費は非課税・不課税の税区分も必要です。 ○一取引当たり税込10,000円未満のものはインボイス「有」として経理してください。
		10％（標準税率）		
	経費	8％（軽減税率）		
		10％（標準税率）		
簡易課税の方	売上	8％（軽減税率）	令和5年10月より区分が必要	第1種～第6種の業種区分が必要です。
		10％（標準税率）		

※ 手書きで記帳している方は、上の表に基づき区分経理を行った上で、**消費税率区分集計表の作成**をお願いいたします。集計表は申告会事務局に備え付けております。

一般課税の方は**集計表の作成がないと消費税の申告ができません**。必ず作成をしてください。

※ 会計ソフトで記帳している方は、消費税対応に設定をし、税率区分やインボイスの有無、業種区分にご注意の上入力をお願いいたします。

2. 令和5年分において消費税の確定申告が必要な方について

㊦	基準期間（令和3年分）において課税売上高が1,000万円を超えている。
㊧	特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額による判定もできます。
㊨	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
㊩	令和5年10月1日よりインボイス発行事業者として登録した方。なお、上記㊦～㊨に該当する方を除き、令和5年10月～12月分について消費税の申告をします。
2割特例について	
㊩に該当する方は、 一般課税 、 簡易課税 （選択届出書を提出した方）のどちらを選択している場合も、 事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用 できます。	

3. 消費税確定申告書類の預かり（電子申告本人送信者を除く）

川崎西税務署管轄分	令和6年4月 1日（月）午前中收受分まで。午後分は各自で税務署へ提出。
川崎北税務署管轄分	令和6年3月29日（金）午前中收受分まで。以降は各自で税務署へ提出。

上記以外の税務署管轄分は、各自で提出をお願いいたします。

所得税・消費税の確定申告期をお願い

1. 申告終了後は**必ずご自身で計算内容・申告内容等をご確認下さい**。また、納付方法につきましても必ずご確認ください。申告した内容に誤りがある場合は、**申告期間中**（所得税は令和6年3月15日、消費税は令和6年4月1日まで）**であれば、訂正申告をすることができます**。なお、申告期間後は更正の請求や修正申告となります。
2. **所得税・消費税相談会期間中のインボイス制度に関する相談や、お電話での確定申告相談はお断りさせていただきます**。
3. 令和4年分の確定申告において税務署から送付された確定申告書（以下プレプリント用紙）を利用されなかった方には、以後プレプリント用紙は送付されない事となりました。お手数ですが、事前の下書き用として決算書・申告書をご入用の方は申告会事務所まで取りにお越しく下さい。
 なお、税理士による代理送信を利用された方には、1月中旬ごろ下書き用の決算書・申告書を当会より送付いたします。